

スクールロイヤーだより

令和5年度第2号（令和5年9月発行）

※これまでの号はこちら→



「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(略称:LGBT理解増進法)

令和5年6月23日、上記法律が公布、施行されました。

- ✓ 基本理念として「性的指向及びジェンダー・アイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない」との認識が示されています。
- ✓ 学校の設置者と学校は、児童生徒の理解を深めるため、教育や啓発、教育環境の整備、相談体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

文部科学省の『生徒指導提要』(改訂版)には

「学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。そのためには、まず教職員自身が理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目の裏に潜む可能性を想像できる人権感覚を身に付けていくことが求められます。」

と記載されています。 「12.4 「性的マイノリティ」に関する課題と対応」 (p.263~267) より



～参考になる資料～

- ① (必読) 文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け)」
- ② 千葉県人権啓発パンフレット「みんなに知ってもらいたい性の多様性 教育編」
- ③ 研修動画「学校で配慮と支援が必要なLGBTsの子どもたち：校内研修シリーズ No87」 NITS 独立行政法人教職員支援機構
- ④ 「子どもの“人生を変える”先生の言葉があります」 (厚生労働科学研究補助金研究事業におけるLGBTに関する質問票調査結果に基づくパンフレット)



▶ 資料④から

- ・ 性的指向やジェンダー・アイデンティティは、本人の選択で決まるものではなく、個人の意思では変えることができないものです。
 - ・ 各種調査では人口の5~8%がLGBTsに該当すると報告されています。30人学級では1~2人存在する計算です。
- ▶ 資料①では、学校生活における対応の現状や事例が紹介されています。
- ▶ 資料②には、Q&Aや相談先が掲載されています。
- ▶ 資料③では、LGBTs当事者の学校生活におけるいじめ被害経験についての全国調査（2016年）の結果が紹介されています。この調査では、揶揄する言葉や、服を脱がされるなどのいじめ被害が報告されています。



国の『いじめ防止等のための基本的な方針』別添2でも、教職員の正しい理解の促進が求められています。いじめ防止の観点からも、教職員は必ず正しい知識をつけることが必要です。